



山形県公報

平成21年7月10日(金)
第2058号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則……………(人 事 課) ……806
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則……………( 同 ) …… 同
- 退職手当の支給の一時差止処分に関する規則を廃止する規則……………( 同 ) ……809
- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………( 同 ) …… 同
- 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) …… 同
- 退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……811
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条の3第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則……………( 同 ) …… 同
- 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則の一部を改正する規則……………( 同 ) …… 同

### 訓 令

- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………( 同 ) …… 同

### 告 示

- 有害図書類の指定……………(女性青少年課) ……812
- 肥料の登録の失効……………(エコ農業推進課) ……813
- 土地改良事業計画の変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) …… 同
- 土地改良事業施行の適当の決定……………( 同 ) ……814
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) …… 同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) …… 同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……815
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) …… 同
- 同……………( 同 ) …… 同
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……816
- 県道の供用の開始……………( 同 ) …… 同
- 都市公園の区域の指定……………(都市計画課) …… 同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(出 納 局) ……818

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

## 病院事業局関係

## 規 程

- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同  
○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………819

## 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（税 政 課）… 同  
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁地域支援課）… 同  
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（情報企画課）…820  
○大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………（商業経済交流課）… 同  
○一般競争入札の公告……………（教育委員会）…821  
○職員団体の登録の取消し……………（人事委員会）…822

規 則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第54号

## 山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）第14条第2項第2号に規定する規則で定める期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に含まれる次に掲げる者としての引き続いた在職期間とする。

- (1) 企業局の企業職員で常時勤務に服することを要するもの
- (2) 病院事業局の企業職員で常時勤務に服することを要するもの
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される県の職員（前2号に掲げる者を除く。）で常時勤務に服することを要するもの

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第55号

## 山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、退職手当管理機関（山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号。以下「条例」という。）第12条第2号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。）が条例第15条第3項又は第16条第4項（条例第17条第2項及び第18条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により行う意見の聴取の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 条例第15条第4項、第16条第5項、第17条第3項及び第18条第8項において準用する山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号。以下「準用行政手続条例」という。）第19条第1項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。
- (2) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。
- (3) 関係人 当事者以外の者であつて条例に照らし条例第15条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）及び第2項、第16条第1項、第17条第1項並びに第18条第1項から第5項までの規定による処分につき利害関係

を有するものと認められる者をいう。

(4) 参加人 準用行政手続条例第17条第1項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する関係人をいう。

(意見の聴取の期日又は場所の変更)

第3条 当事者は、やむを得ない理由がある場合には、退職手当管理機関に対し、意見の聴取の期日の変更を申し出ることができる。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による申し出に理由があると認めた場合は、意見の聴取の期日を変更することができる。

3 退職手当管理機関は、職権により意見の聴取の期日及び場所を変更することができる。

4 退職手当管理機関は、前2項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更した場合は、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知しなければならない。

(関係人の参加の許可の手続)

第4条 準用行政手続条例第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の5日前までに、当該申請を行う者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出して行わなければならない。

2 主宰者は、前項の規定による書面の提出があった場合は、速やかに、同項の許可をするかどうかを決定し、その内容を当該書面を提出した者に対し通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続等)

第5条 準用行政手続条例第18条第1項前段の規定による資料の閲覧の請求は、当該閲覧の請求を行う者の氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を退職手当管理機関に提出して行わなければならない。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めることができる。

2 退職手当管理機関は、前項の閲覧の請求があった場合は、直ちに閲覧させる場合及び次項に該当する場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該日時及び場所を当該閲覧の請求を行った者に対し通知しなければならない。この場合において、指定する日時及び場所は、意見の聴取の期日における審理のための当該閲覧の請求を行った者の準備を妨げることがないように配慮したものでなければならない。

3 退職手当管理機関は、第1項の閲覧の請求があった場合において、準用行政手続条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒むことを決定したときは、その旨を当該閲覧の請求を行った者に対し、書面により通知しなければならない。ただし、第1項ただし書の規定により行われた請求に係る当該意見の聴取の期日における拒否の決定については、告知すれば足りる。

4 準用行政手続条例第18条第2項の閲覧の請求があった場合において、退職手当管理機関が当該請求のあった意見の聴取の期日において閲覧させることができないとき（同条第1項後段の規定により閲覧を拒む場合を除く。）は、主宰者は、準用行政手続条例第22条第1項の規定により、当該請求に係る閲覧の日以降の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名の期限)

第6条 準用行政手続条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知の時までに行わなければならない。

(補佐人の出頭の許可の手続等)

第7条 準用行政手続条例第20条第3項に規定する許可の申請は、意見の聴取の期日の3日前までに、補佐人の氏名及び住所、当事者又は参加人との関係並びに補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出して行わなければならない。ただし、準用行政手続条例第22条第2項（準用行政手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人で既に当該許可を受けた事項について補佐する者については、この限りでない。

2 主宰者は、前項の規定による書面の提出があった場合は、速やかに、同項の許可をするかどうかを決定し、その内容を当該書面を提出した者に対し通知しなければならない。

3 意見の聴取の期日における補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さない場合は、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

(意見の聴取の期日における陳述の制限等)

第8条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該意見の聴取に係る事案の範囲を超えて陳述する場合その他意見の聴取の期日における審理の適正な進行を図るためやむを得ないと認める場合は、陳述を制限することができる。

2 主宰者は、意見の聴取の期日における審理の進行を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命じる等必要な措置をとることができる。

（意見の聴取の期日における審理の公開に係る公示等）

第9条 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第20条第6項の規定により意見の聴取の期日における審理を公開することを相当と認めた場合は、当該意見の聴取の期日及び場所を公示するとともに、当事者及び参加人（当該公示をした後に参加人となった者を除く。）に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

（陳述書の記載事項）

第10条 準用行政手続条例第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに当該意見の聴取に係る不利益処分の原因となる事実その他当該意見の聴取に係る事案の内容についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取調書及び報告書の記載事項）

第11条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調書（以下「意見の聴取調書」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 主宰者の職名及び氏名
- (4) 意見の聴取の期日に出頭した当事者、参加人、代理人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所並びに退職手当管理機関の職員の職名及び氏名
- (5) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当事者又はその代理人が出頭しなかった理由及びその理由が正当であるかどうかについての意見
- (6) 当事者等の陳述（準用行政手続条例第21条第1項の規定により提出された陳述書に記載された意見の陳述を含む。）及び退職手当管理機関の職員の説明の要旨
- (7) 提出された証拠書類等の標目
- (8) その他参考となるべき事項

2 意見の聴取調書には、書面、図面、写真その他主宰者が相当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 準用行政手続条例第24条第3項に規定する報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 不利益処分の原因となる事実に対する準用行政手続条例第18条第1項の当事者等の主張
- (3) 前号の主張に理由があるかどうかについての意見及びその理由

（意見の聴取調書及び報告書の閲覧の手続）

第12条 準用行政手続条例第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当該閲覧の請求を行う者の氏名、住所及び閲覧をしようとする意見の聴取調書又は報告書の件名を記載した書面を退職手当管理機関（意見の聴取の終結前に意見の聴取調書の閲覧を求める場合にあっては、主宰者）に提出して行わなければならない。

2 退職手当管理機関又は主宰者は、前項の規定による書面の提出があった場合は、直ちに閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該日時及び場所を当該書面を提出した者に対し通知しなければならない。

（書記）

第13条 退職手当管理機関は、意見の聴取ごとに書記若干名を置く。

- 2 書記は、意見の聴取に関する事務に従事する。
- 3 書記は、県の職員のうちから退職手当管理機関が指名する。

（記録の整理保存）

第14条 意見の聴取に関する記録は、退職手当管理機関において整理保存しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年 7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第56号**

**退職手当の支給の一時差止処分に関する規則を廃止する規則**

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則（平成9年12月県規則第73号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第57号**

**山形県行政組織規則の一部を改正する規則**

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第199条の表中

|               |                                                                                      |       |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 山形県公務災害補償等審査会 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条の規定による審査申立てについて審査し裁定を行なうこと                           | を     |
| 山形県公務災害補償等審査会 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条の規定による審査申立てについて審査し裁定を行うこと                            |       |
| 山形県退職手当審査会    | 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）第19条の規定による退職手当管理機関の諮問に応じ退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること | に改める。 |

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第58号**

**失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

失業者の退職手当の支給に関する規則（昭和50年11月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第29条」に改める。

別記様式第1号（表）中「支給された退職手当」を「支払われた一般の退職手当等の額」に改め、同様式（裏）の任命権者の記載心得第2項中

「⑭欄には、退職した職員の退職時に支給した一般の退職手当の額を記載すること。

なお、説明欄には、予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を、一般の退職手当を支給しなかった場合にはその理由を記載すること。」

「⑭欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。

なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。」

を次のように改める。

(別紙)

⑮退職事由

【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記入してください。】

| 任命権者<br>記載欄              | 退職者<br>記載欄               | 退 職 の 事 由                                                            | ※<br>公共職業安<br>定所記載欄 |
|--------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> |                          | 1 法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃又は歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員又は廃職を生ずることによるもの |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | 2 定年、任用期間満了等によるもの                                                    |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | (1) 定年による退職（定年 歳）                                                    |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | (2) 任用期間満了による退職                                                      |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | 3 任命権者からの働きかけによるもの                                                   |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | (1) 懲戒免職等処分                                                          |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職            |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職            |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分                               |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | (5) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分                          |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | (6) 退職勧奨                                                             |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | 4 職場における事情に起因する退職                                                    |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | (1) 勤務公所（これに準ずるものを含む。）の移転により通勤困難となつたため                               |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | (2) 公務上の傷病による退職                                                      |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | 5 職員の個人的な事情に起因する退職                                                   |                     |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため                                          |                     |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため                                             |                     |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (3) 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があつたため                                     |                     |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたため                                            |                     |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (5) 転居により通勤困難となつたため<br>(新住所： )                                       |                     |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (6) その他（具体的に )                                                       |                     |
| <input type="checkbox"/> |                          | 6 その他（1－5のいずれにも該当しない場合）                                              |                     |
|                          |                          | 具体的事情記載欄（任命権者用）                                                      |                     |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第59号

##### 退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の調整額の算定等に関する規則（平成18年3月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第6項本文」を「第8条の2第4項本文」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条の3第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第60号

##### 山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条の3第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条の3第1項に規定する法人を定める規則（平成20年3月県規則第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県職員等に対する退職手当支給条例第9条第1項に規定する法人を定める規則

本則中「第8条の3第1項」を「第9条第1項」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第61号

##### 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則の一部を改正する規則

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則（平成20年3月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「第6項又は第8条の3第1項」を「第4項又は第9条第1項」に改め、同号二中「第8条の2第4項若しくは第5項、第8条の3第4項、第9条第3項又は第14条」を「第27条各項」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

#### 山形県訓令第18号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「第14条」を「第27条第2項」に改める。

別記様式第1号の4及び別記様式第1号の5中「イ、4、1」を「B・4・1」に改める。

別記様式第5号の2中「イ、4、2」を「B・4・2」に改める。

別記様式第11号、別記様式第11号の2、別記様式第12号、別記様式第12号の2、別記様式第13号、別記様式第13号の2、別記様式第14号、別記様式第14号の2及び別記様式第15号の2中「イ、4、1」を「B・4・1」に改める。

別記様式第17号の注書第4項中「第7条の4第4項第2号」を「第7条の4第4項第2号又は第4号」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第661号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

| 指定番号 | 題 名                        | 図書コード等    | 発 行 所 等     | 指定の理由                                                                                    |
|------|----------------------------|-----------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | お願いサブリマン<br>マイピュアレディー5     | 50176-38  | (株)双葉社      | ○著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。<br><br>○著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 2    | 恋は三十路を過ぎてから                | 50031-69  | (株)少年画報社    |                                                                                          |
| 3    | 浮世艶草子2                     | 50441-11  | (株)リード社     |                                                                                          |
| 4    | 秘・女の事件簿 甘える女編              | 50524-58  | (株)芳文社      |                                                                                          |
| 5    | 禁じられた男と女 妄想する人妻編           | 52777-26  | (株)日本文芸社    |                                                                                          |
| 6    | BOY'S LOVE 6月号             | 08175-06  | (株)ジュネット    |                                                                                          |
| 7    | SとMスペシャル 秘密の部屋編            | 52777-31  | (株)日本文芸社    |                                                                                          |
| 8    | Sweetプチ7月号                 | 15487-07  | (株)笠倉出版社    |                                                                                          |
| 9    | ヤングアニマル嵐No.7               | 28307-7/1 | (株)白泉社      |                                                                                          |
| 10   | 恋愛白書パステル7                  | 19625-07  | 宙出版         |                                                                                          |
| 11   | 山崎大紀のフーズク大王VOL.1           | 07666-05  | (株)オデッセウス出版 |                                                                                          |
| 12   | 山崎大紀の本当にあったHな話<br>激安人妻風俗SP | 57961-44  | (株)ぶんか社     |                                                                                          |
| 13   | ANGEL II season            | 52968-98  | (株)日本文芸社    |                                                                                          |



|    |                           |          |           |
|----|---------------------------|----------|-----------|
| 14 | ポルノグラフィティ2                | 50176-52 | (株) 双葉社   |
| 15 | 月刊劇漫スペシャル7月号              | 13545-7  | (株) 竹書房   |
| 16 | 本当にあった悲惨な生いたち             | 18010-7  | (株) ぶんか社  |
| 17 | 隣のセックスレス夫婦レポート            | 15558-07 | (株) 笠倉出版社 |
| 18 | 戦慄の心霊怨念動画                 | 63426-61 | (株) 晋遊舎   |
| 19 | 甦る発禁本                     | 57961-50 | (株) ぶんか社  |
| 20 | 本当にあった笑える話ガールズコレクションVOL.4 | 57961-40 | (株) ぶんか社  |

《参考》山形県青少年健全育成条例第8条第2項第1号の規定（包括基準）に該当する有害図書類（図書）

| 番号 | 題 名                 | 図書コード等   | 発 行 所 等     |
|----|---------------------|----------|-------------|
| 1  | 熟女プレミアム9月号          | 05159-09 | (有) 風林館     |
| 2  | パイパンスプラッシュ          | C00501   | (株) ハートフル社  |
| 3  | 極楽レディース羞恥編          | 55250-62 | 辰巳出版(株)     |
| 4  | 愛の体験Specialデラックス6月号 | 11585-6  | (株) 竹書房     |
| 5  | 35歳からの恋愛            | 17932-07 | (株) メディアックス |

#### 山形県告示第662号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号     | 肥料の種類   | 肥料の名称  | 保証成分量(%)                          | その他の規格                               | 生産業者    |               | 失効年月日    |
|----------|---------|--------|-----------------------------------|--------------------------------------|---------|---------------|----------|
|          |         |        |                                   |                                      | 名称      | 住所            |          |
| 山形県第463号 | 混合有機質肥料 | エリート有機 | 窒素全量 5.0<br>りん酸全量 5.5<br>加里全量 1.5 | 含有を許有の(%)規お<br>れ成大公定と<br>含害最大公の<br>り | コーユ株式会社 | 酒田市松美町13番地212 | 平成21.7.2 |

#### 山形県告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良事業を行う者の名称  
成沢土地改良区（維持管理事業）

- 2 認可年月日  
平成21年6月29日

- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第664号

西川町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成21年7月2日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（岩根沢地区）  
西川町営土地改良事業賦課金徴収条例の写し

- 2 縦覧に供する場所  
西川町役場

- 3 縦覧に供する期間  
平成21年7月13日から同年8月11日まで

- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大町溝土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市砂越字小形111番地

- 3 認可年月日  
平成21年7月1日

- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年7月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長                     |
|------------------|---|------|--------------------------|-------------------------|
| 山形市大字上反田字沢口1番1から |   | 旧    | 38.8 <small>メートル</small> | 903 <small>メートル</small> |
| 同 字雀打場359番1まで    |   |      | 5.4                      |                         |
| 同                | 上 | 新    | 38.8 <small>メートル</small> | 同 上                     |
|                  |   |      | 9.3                      |                         |

**山形県告示第667号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年7月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形永野線
- 2 供用開始の区間 山形市大字岩波字浅布1244番から  
同 284番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年7月10日

**山形県告示第668号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年7月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長                    |
|----------------|---|------|--------------------------|------------------------|
| 鶴岡市友江字川向80番1から |   | 旧    | 19.0 <small>メートル</small> | 82 <small>メートル</small> |
| 同 79番6まで       |   |      | 15.9                     |                        |
| 同              | 上 | 新    | 20.0 <small>メートル</small> | 同 上                    |
|                |   |      | 19.0                     |                        |

**山形県告示第669号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年7月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長                    |
|-----------------|---|------|--------------------------|------------------------|
| 酒田市市条字水の上97番2から |   | 旧    | 20.0 <small>メートル</small> | 12 <small>メートル</small> |
| 同 144番まで        |   |      | 16.0                     |                        |
| 同               | 上 | 新    | 21.0 <small>メートル</small> | 同 上                    |
|                 |   |      | 16.0                     |                        |

**山形県告示第670号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年7月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号
  - 2 供用開始の区間 酒田市市条字水上97番2から  
同 144番まで
  - 3 供用開始の期日 平成21年7月10日
- 

**山形県告示第671号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年7月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 板井川下山添線
  - 2 供用開始の区間 鶴岡市上山添字神明前255番3から  
同 249番まで
  - 3 供用開始の期日 平成21年7月10日
- 

**山形県告示第672号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域を次のように定め、平成21年7月18日から供用を開始する。

なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

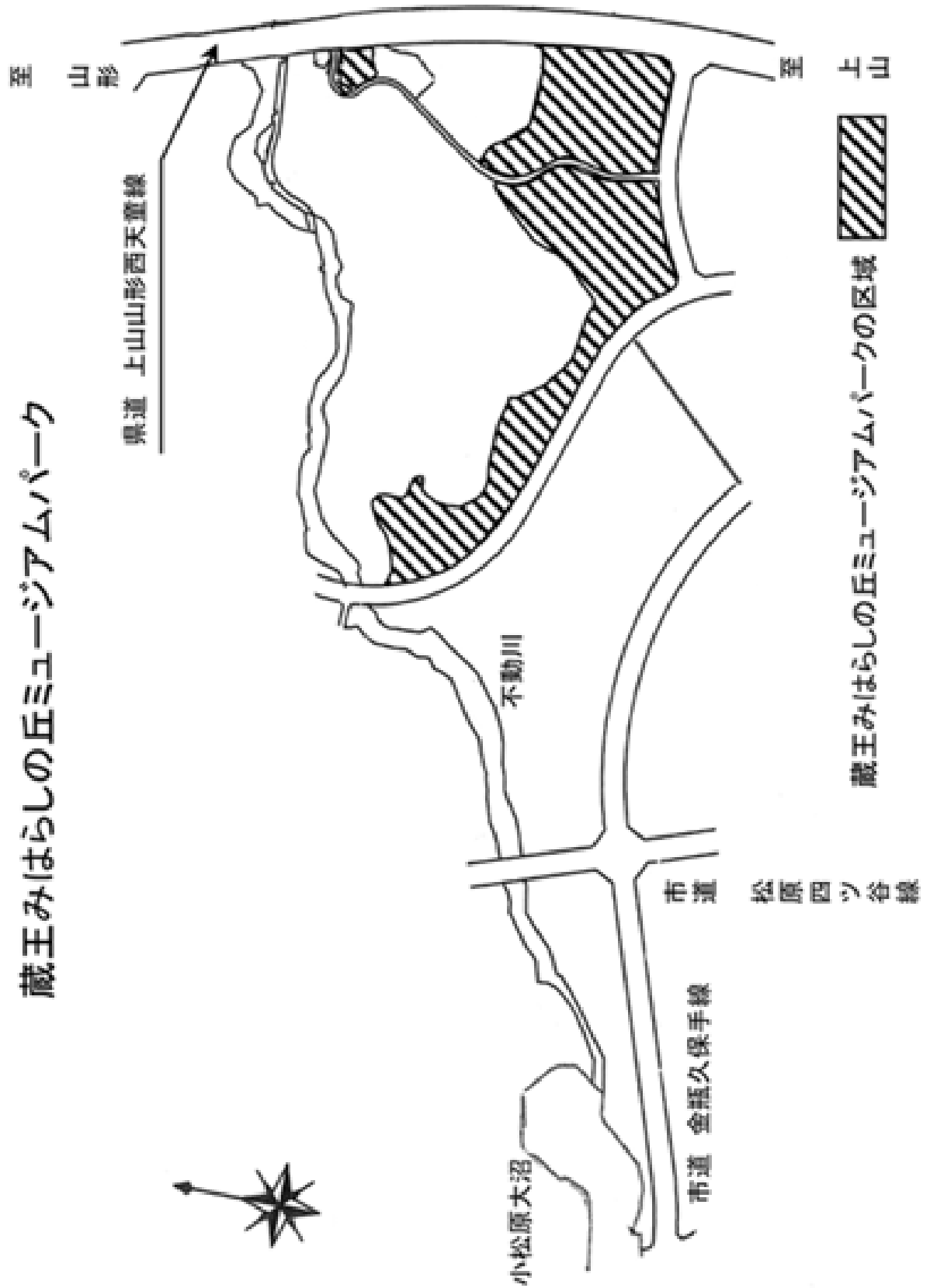
平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域

次の図のとおり

# 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク



**山形県告示第673号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名   | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |                   | 承 認<br>年 月 日 |
|------------------------|---------------------|-------------------|--------------|
|                        | 変 更 前               | 変 更 後             |              |
| 株式会社マツキ<br>代表取締役 松木 紀昌 | 村山市大字本飯田118番地       | 同 左               | 平成21. 6. 26  |
|                        | 長井市緑町7番45号          | 同 左               |              |
|                        | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝2198番地   | 同 左               |              |
|                        |                     | 山形市漆山字北志田3385番地1  |              |
|                        |                     | 山形市小白川町字川原1242番地5 |              |
|                        |                     | 南陽市宮内287番地10      |              |

**企 業 局 関 係****規 程****山形県企業管理規程第14号**

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年7月10日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

**山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程**

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**病 院 事 業 局 関 係****規 程****山形県病院事業管理規程第12号**

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年7月10日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

**山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第14条」を「第27条第2項」に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県病院事業管理規程第13号**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年7月10日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

**山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第22条第4項」を「第22条第5項」に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県税務総合電算システム基盤に係るソフトウェア賃貸借及び保守 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2569
- 3 落札者を決定した日 平成21年6月1日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 13,168,680円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年5月8日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人さわやかネットワーク協会
  - (2) 代表者の氏名  
前林 一介
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市万世町牛森4256番地株式会社和美屋内
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、日本国及び海外との友好親善をはかり相互理解と親睦を深め郷土歴史・文化の研究及びイベントの開催・子供達への教育・健全育成に寄与するとともにゴミから自然を守る環境保護・緑化促進を目的とす

る。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク基幹回線通信サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課電子県庁システム調整担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年6月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社NTT東日本一山形 山形市本町一丁目7番54号
- 5 随意契約に係る契約金額 56,758,590円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により長井市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに長井市役所において平成21年8月10日まで縦覧に供する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品長井店  
ファッションセンターしまむら長井店  
長井市小出字館西3846番1外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日  
平成21年2月20日
- 3 意見の概要
  - (1) 届出書で示した周辺地域の生活環境の保持についての騒音、交通量、廃棄物量等の数値はあくまでも予測値であり、今後、予測値を上回ると認められた場合は、速やかに対応すること。
  - (2) 付近には長井南中学校があり、市道小出南線は生徒の通学路でもあることから、徹底した交通安全対策を講じること。
  - (3) 駐車場の出入口から市道小出南線の西側交差点までの距離が短く、オープン時、休日、お盆、初売り等の特売日等においては相当の渋滞が予想されることから、渋滞の緩和のために適切な対策を講じること。
  - (4) 駐車場の出入口の向い側には住宅地があることから、特に閉店後の夜間における駐車場の出入口の閉鎖については、徹底した措置を講じること。また、今後、周辺の宅地化等の環境変化についても十分な対応を行うこと。
  - (5) 積雪時における駐車場内の除雪による雪堆積量及び堆積高は、市道小出南線より出入りする車両の視界の妨げにならないよう、また、堆積された雪への児童生徒の立入りによって事故が発生することのないよう、十分な対応を行うこと。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立加茂水産高等学校漁業実習船の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成21年8月24日（月） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 山形県立加茂水産高等学校漁業実習船 1隻
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書、一般配置図、建造仕様書及び搭載機器メーカー表による。
- (3) 納入期限 平成23年3月31日まで
- (4) 納入場所 契約担当者が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始決定日以降を審査基準日として入札参加資格の審査を受けた者であること。
- (5) この入札に係る漁業実習船を建造するために必要な船台を現に有すること。
- (6) 平成11年度以降に国又は地方公共団体の漁業に関する調査、研究、観測又は実習を目的とした国内総トン数200トン以上の鋼製船舶（用船を除く。）を建造した実績があることを証明できること。
- (7) この入札に係る漁業実習船を建造するために必要な技術的能力及び人員を有することを証明できること。
- (8) 船籍港及び定係港において迅速かつ円滑なアフターサービスを提供できる体制が整っていることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁総務課学校施設担当 電話番号023(630)2905
- (2) 入札説明書の交付場所等  
山形県教育庁総務課学校施設担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 見積金額の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（以下「規則」という。）第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(5)から(8)までに掲げる書類（以下「申請書等」という。）を平成21年7月27日（月）午後4時までに山形県教育庁総務課学校施設担当に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札参加資格の審査結果を通知する日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) 契約の締結に当たっては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年県条例第6号）第2条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (4) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured : Fisheries Training vessel : 1
- (2) Delivery period : 31 March, 2011
- (3) To be delivered to : Location to be specified by the person in charge
- (4) Time-limit for tender : 2:00 P.M. August 24, 2009
- (5) Contact point for the notice : Administration Section of Yamagata Prefectural Board of Education, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2905

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定により、次の職員団体の登録を取り消した。  
平成21年 7月10日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

| 登録職員団体の名称           | 取 消 年 月 日   |
|---------------------|-------------|
| 公 立 高 畠 病 院 職 員 組 合 | 平成21年 7月 8日 |